

大 市 民 第 295 号  
令 和 6 年 8 月 8 日

大阪市ヘイトスピーチ審査会  
会 長 中井 洋恵 様

大阪市長 横山 英幸

ヘイトスピーチに係る拡散防止措置及び公表内容について（諮問）

令和6年6月27日付け大へ審答申第2号により貴審査会から答申のあった案件番号「平29-職4」の表現活動（同答申において大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例（以下「条例」という。）第2条第1項各号に規定するヘイトスピーチ（以下単に「ヘイトスピーチ」という。）に該当しないとされたものを除く。以下「本件表現活動」という。）について、同答申に基づきヘイトスピーチに該当すると認定したので、本件表現活動に係る条例第5条第1項の規定による表現の内容の拡散を防止するためにとる措置及び公表の内容を別紙記載のとおりとすることについてご意見をいただきたく、条例第6条第3項本文の規定に基づき諮問します。

案件番号「平29―職4」について

1 表現の内容の拡散を防止するためにとる措置の内容

下記2(1)に記載の3つの表現活動のうち表現活動2及び3については、下記2(3)に記載のとおり、平成28年9月30日に行われたものであり、既に表現活動が終了していることから、表現の内容が拡散することはないため、特段の措置はとらない。

残りの表現活動4については、下記2(3)に記載のとおり、インターネット上で公開されている特定の動画が視聴できない状態になっており、表現の内容が拡散することはないため、特段の措置はとらない。

なお、表現活動1については、大阪市ヘイトスピーチの対処に関する条例（以下「条例」という。）第2条第1項に規定するヘイトスピーチ（以下単に「ヘイトスピーチ」という。）に該当しないため、以下記載については省略するものとする。

2 公表の内容

(1) ヘイトスピーチに該当する旨の認識

次の表現活動2ないし4は、ヘイトスピーチに該当する。

(表現活動2)

平成28年9月30日に大阪市役所前で弁士A、弁士B及び弁士Cを含む複数の弁士により行われた街宣活動（以下「本件街宣活動」という。）のうち、弁士Bにより行われた街宣活動（以下「本件表現活動2」という。）

(表現活動3)

本件街宣活動のうち、弁士Cにより行われた街宣活動（以下「本件表現活動3」という。）

(表現活動4)

インターネット上の動画投稿サイト「YouTube」(<https://www.youtube.com/>)において、本件街宣活動の一部を記録した動画を投稿し、特定のURLで表示される当該動画サイト内のウェブページ（以下「本件ウェブページ」という。）に当該動画及びそのタイトル・説明文等を掲載し、不特定多数の者が視聴できる状態に置いていた行為（以下「本件表現活動4」といい、本件表現活動2ないし4を併せて「本件表現活動」という。）

(2) 本件表現活動に係る表現の内容の概要

(本件表現活動2)

- ・日本国内で100万人を超える北朝鮮や中国人のスパイ工作員が多数入り込んでおり、それらの人々はテロリストであると述べた上で、本件街宣活動に反対する面前の者を、「北朝鮮のテロリスト」などとする旨の発言

(本件表現活動3)

- ・朝鮮学校に対し、大阪市が本件土地を安価で売却すると述べた上で、朝鮮戦争勃発時に「日本に逃げてきた連中」の子孫は「不法滞在犯」であり、「でかい面して…日本でのうのうと暮らして」いるとし、朝鮮学校を「不法滞在犯のための学校」、「不法滞在犯の朝鮮人のための私塾」と例え、朝鮮学校への大阪市の土地売却に反対する旨の発言
- ・朝鮮学校の校長が日本人の拉致事件に関与していた旨を述べた上で、朝鮮学校はテロリスト養成学校であるとして、「朝鮮人テロリスト」への大阪市の土地売却に反対する旨の発言

(本件表現活動4)

本件表現活動2及び3の内容を大阪市内に拡散する行為

※ 当該内容はヘイトスピーチに該当するものであるが、当該内容を一般市民に周知することによって、ヘイトスピーチの問題に関する一般市民の理解を促進し人権意識をより一層高揚させ、ヘイトスピーチの抑止につなげるとともに、本市が条例に基づき公正にヘイトスピーチに該当すると認定したことを示す観点から公表するものである。

(3) 本件表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するためにとった措置の内容

本件表現活動2及び3は平成28年9月30日に行われたものであり、上記2(2)に記載の表現の内容が拡散することはないと認められるため、特段の措置はとらないこととした。

また、本件表現活動4は、既に本件ウェブページから視聴できない状態になっており、上記2(2)に記載の表現の内容が拡散することはないと認められるため、特段の措置はとらないこととした。

(4) 本件表現活動を行ったものの氏名又は名称

(本件表現活動2)

氏名又は名称は判明していないので、条例第5条第1項ただし書の規定により公表しない。

(本件表現活動3)

氏名又は名称は判明していないので、条例第5条第1項ただし書の規定により公表しない。

(本件表現活動4)

氏名又は名称は判明していないので、条例第5条第1項ただし書の規定により公表しない。